

# 江田島市議会

議会改革特別委員会報告会・市民意見交換会資料

議会改革特別委員会報告会

調査(協議・検討)結果一覧【総括】

項 目	結 果
1. 一般質問に関すること	
対面方式の一問一答	<p>「現行のとおり」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市制に対する課題を一つずつ取り上げ、質問・答弁を繰り返すことにより論点が整理され、審議を十分に深めることができる一問一答方式とする。</li> <li>・最初の質問・答弁は従来のとおり総括質問方式とし、再質問から質問・答弁を自席で行う一問一答方式とする。</li> </ul>
一般質問	<p>一般質問の意義（行政全般について執行機関の所信をただす）を徹底する。また、議案審査の手続きの一環である質疑と、議案に関わらず行える一般質問を明確に区分する。</p>
2. 本会議に関すること	
(1) 平日以外の本会議開催	<p>開かれた議会を目指すためにも、議会への住民参加は当然で、さらに参加を進める必要があるため、平日以外の本会議開催を実施する。</p> <p>（実施時期については、再度協議とする。）</p>
(2) 説明員の出席	<p>「現行のとおり」とする。</p>
3. 委員会に関すること	
(1) 委員会のあり方（委員会審議・所管事務調査）	<p>委員会数・名称・定数・所管・委員の選任方法（常任委員会の任期（現行 2 年）/特別委員会の任期（現行 4 年））は現行のとおりとする。また、各常任委員会における将来を展望した政策樹立のため、委員会の年間活動指針を定める活動計画書の作成（最終的に成果・反省を報告）及び委員会ごとにテーマ・課題の設定（議員提案による政策、条例の制定及び改正に向けた研究討議を行うことにより、議会における政策形成機能の充実を図る。）を行うこととする。</p>
(2) 委員会視察	<p>「調査活動の充実の見地から、所管に属する先進地視察調査活動については、調査、研究後委員会としての見解や参考となる施策の提言等を検証・精査する。」として、継続する。</p>
(3) 出前講座（委員会）の開催	<p>委員会での審査案件・経緯・結果など市民や各種団体から要請があった場合は、議会報告会に準じ、委員が出向き、説明会又は懇談会を催すこととする。</p>
4. 情報公開に関すること	
(1) 議会日程等の周知	<p>ホームページに日程を掲載するとともに、本庁及び各支所にチラシ（議会開催のおしらせ）等を窓口、掲示板に備える。</p>
(2) 議会の中継・放映	<p>既存の設備機器で可能かどうかの検証を行うなど、今後、実施に向けた調査研究を行っていく。</p>

	(3) 議会活動のPR	議会活動のPRについては、ホームページ等を活用し、各委員会の開催日などを掲載する。
	(4) 議会だよりの充実	一般質問原稿用紙の内容を校正するとともに、誇張、事実の歪曲等がないよう調整を行うなど見直し、読みやすい議会だよりとする。
5. 議員研修に関すること		
	議員研修	議会における研修は、議会や議員に求められる機能を正しく発揮し、その役割を果たすため、また、議員倫理の向上を図るため、「議員一人ひとりの資質向上」と「議会全体の水準の向上」を目的として実施することを確認し、研修科目及び実施方法については、必要に応じて検討する。
6. 費用弁償に関すること		
	費用弁償の廃止及び見直し	交通費等の経費は、公務員・民間企業では通常支給されており、自治法上、費用弁償という形をとらなければ受け取ることができないという背景を勘案し、当面、現状額の費用弁償を受け取るとした。
7. 議員定数に関すること		
	議員定数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員アンケート調査結果を尊重する。</li> <li>・議員を削減することは、市政のチェック機能を損なうものだとする見解もあるが、定数削減により市民の意見の反映に支障を生じるとは言えず、議会運営、議員活動のあり方などの工夫により、適切な対応は図られるものと考えられる。</li> </ul> <p>(1)本市議会議員の条例定数を、現行の20人から2人減員し18人とする。</p> <p>(2)減員後の定数は、次の一般選挙から適用する。</p>
8. 会派に関すること		
	会派のあり方	現行の江田島市議会議員の会派及び代表者会議規程のとおりとし、会派の代表者会議については、合議体である議会の中で、各会派間の連絡調整機能を果たす場とする。
9. 審議会等の就任に関すること		
	(1) 審議会等の就任自粛	議会の代表として選出している各種審議会等委員について、法令・条例等に議員を委員とする定めのあるもの及び市の代表として議員を選出しているものについては、今後も委員として選出する。 それ以外のものについては次期委員の改選から委員として選出しない。
	(2) 各種団体・公益法人における役員就任	公平性及び透明性等を確保することから、市から補助を受けている団体の役員就任については、原則禁止すべきである。(江田島市議会議員政治倫理条例を厳守する。)

項 目	結 果
10. 報酬に関すること	
議員報酬	<p>市議会議員には、激動する社会情勢の中で、審議機能を強化し、間断なく調査研究を行い、政策をまとめて提言していくことが求められ、その活動の裏づけとしても一定の報酬は必要であると考えます。</p> <p>しかしながら、議員としての職責と活動に見合った報酬額について、明確な根拠を示すことは困難を極めるため、県下の他市や全国の類似団体との報酬を比較検討することが妥当である。</p> <p>(執行部に対し、報酬審議会開催の申し入れを議長にお願いする。)</p>
11. 議員の規律に関すること	
議員の規律	<p>市民から選ばれた代表者である議員は、自己規律の姿勢を常に持つ必要がある。との理由により、議会運営等に関する申し合わせ事項を厳守する。</p>
12. 市民との会話に関すること	
報告会（集会・懇談会）	<p>市民からの要請ではなく、積極的に出向いての議会報告会を開催する。（市議会の活動状況を地域に出向き市民に直接報告・説明し、議会に対する意見や市政に対する提言などを聞くことにより、市議会の一層の充実を図り、市民の議会参加と協働のまちづくりを促進するため。）</p>
13. 任期に関すること	
正副議長の任期	<p>正副議長の任期については、地方自治法第103条第2項の規定により、議長及び副議長の任期は、議員の任期とする。</p>
14. 政務調査費に関すること	
政務調査費	<p>議会の機能を充実・強化し、その役割を遂行してゆくうえにおいて、非常に重要なもので、使途の透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たすこととする。（24年度から）</p> <p>○政務調査費一人当たり月額 10,000 円～20,000 円</p> <p>○使途の透明性確保にあたって、23年度中に適正な取り扱いと経理の明確化に資するための統一的な基準（マニュアル）作成する。</p>
15. その他に関すること	
議事堂等の有効活用	<p>議会を身近に感じていただくため、さらには施設の有効利用から子ども議会、各種会議に活用していただくなど積極的に議事堂等を開放する。</p>